

証券コード 4493  
(発送日) 2025年3月11日  
(電子提供措置の開始日) 2025年3月5日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎3丁目1番1号  
株式会社サイバーセキュリティクラウド  
代表取締役社長 小池 敏 弘

## 第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、当社定款の定めに基づき、場所の定めのない株主総会（以下、「バーチャルオンリー株主総会」といいます。）といたしますので、本総会には当社指定のウェブサイト（<https://web.sharely.app/login/csc-15>）を通じてオンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は6頁から10頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト「第15期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社指定のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.cscloud.co.jp/ir/library/all/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4493/teiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトへアクセスして、銘柄名（サイバーセキュリティクラウド）又はコード（4493）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、4頁から5頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、**2025年3月25日（火曜日）午後6時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年3月26日(水曜日) 午前10時(配信開始時刻:午前9時30分予定)
2. 開催方法 場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)とします。  
※当社指定のウェブサイト (<https://web.sharely.app/login/csc-15>) を通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、6頁から10頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第15期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第15期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役6名選任の件

以 上

### ◎株主様へのご案内

- ・ 議決権行使は、書面(郵送)又はインターネットによって事前に行えますので、ご利用ください。
- ・ 株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- ・ 書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、且つ事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とし、事前の議決権行使は無効とさせていただきます。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱わせていただきます。  
※事前に議決権行使をされた株主様は行使内容に変更がない場合には、当日議決権行使を送信いただく必要はございません。
- ・ 通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、速やかに当社ウェブサイト (<https://www.cscloud.co.jp/ir/library/all/>) でその旨及び延会又は継続会の開催日時をお知らせいたします。

## お知らせ

電子提供措置事項について1頁に記載の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト、株主総会資料 掲載ウェブサイトの各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。



# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

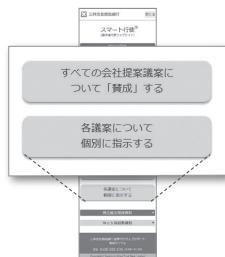
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

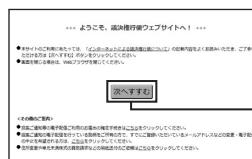
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 【バーチャルオンリー株主総会の運営について】

本株主総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。

株様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。株主総会当日に当社指定のウェブサイト（<https://web.sharely.app/login/csc-15>）からインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使のほか、株主総会の目的事項に関する質問、動議の提出等が可能です。また、同ウェブサイト内より、事前のご意見、ご質問等をお受けしていますので、是非ご利用ください。  
※同ウェブサイトのご利用に際しましては、以下の注意事項を必ずご一読ください。

### 1 配信日時

2025年3月26日（水曜日）午前10時～

※ログインは午前9時30分頃から可能となる予定です。

※ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社ウェブサイト（<https://www.cscloud.co.jp/ir/library/all/>）において、あらためて日程等をご案内いたします。

### 2 ご出席方法について

<接続先URL><https://web.sharely.app/login/csc-15>

<必要事項> 議決権行使書用紙に記載されている株主番号、郵便番号及び保有株式数



①上記のURLをご入力いただくか、スマートフォンで右図のQRコードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

②接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※ご不明点に関しては、以下FAQサイトをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

### 3 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

### 4 質問方法及び動議の提出方法

#### (1) 事前質問の方法

<接続先URL>[https://web.sharely.app/e/csc-15/pre\\_question](https://web.sharely.app/e/csc-15/pre_question)

<必要事項> 議決権行使書用紙に記載されている株主番号、郵便番号及び保有株式数



① 上記のURLをご入力いただくか、上図のQRコードを読み込み、事前質問受付サイトにアクセスしてください。

② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を必ずお手許にお控えください。

以下の期間で事前質問をお受けいたします。事前質問フォームより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。ご意見・ご質問等はお一人様につき2問まで、1問につき150文字までとさせていただきます。

#### <事前質問受付期限>

2025年3月10日（月曜日）午前10時から2025年3月24日（月曜日）午後6時まで

※受付期限終了後にお送りいただいたご意見・ご質問にはお答えできかねます。

※株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご説明させていただく予定です。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

#### (2) 当日の質問の方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「質問」ボタンより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。ご質問はお一人様につき2問まで、1問につき150文字までとさせていただきます。

### (3) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従い、視聴画面下部の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信する等、動議であるか否かの判別ができないものは動議として取り上げない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### (4) 質問及び回答の掲載

株主総会当日のご質問につきましては、本株主総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に取り上げることとし、いただいたご質問の全てに回答できない場合がございますが、本株主総会の目的事項に関連しない場合を除き、原則としてすべての質問及びこれに対する回答を本株主総会后に当社ウェブサイトに掲載いたします（2025年4月掲載予定）。

## 5 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容

本株主総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、本株主総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを配置いたします。通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、本株主総会当日冒頭に、本株主総会の延期又は続行の議長一任決議について諮り、また、通信障害が生じた場合の対応マニュアルをあらかじめ整備いたします。

## 6 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容

議決権の行使を希望する株主様のうちインターネットを使用することに支障のある株主様につきましては、お手元の議決権行使書用紙を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

## 7 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「代理人による議決権行使等に関する問合せ先」までお問い合わせください。

<代理人による議決権行使等に関する問合せ先>

soukai@cscloud.co.jp

<代理人に関する書類の提出先>

〒141-0021 東京都品川区上大崎3-1-1 JR東急目黒ビル13階

株式会社サイバーセキュリティクラウド 株主総会運営事務局 宛

<ご提出期限> 2025年3月21日（金曜日）午後6時必着

※ご提出期限までに必要書類が当社に届かなかつた場合は、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類に不備があつた場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

<注意事項>

1. 書面またはインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とし、事前の議決権行使は無効とさせていただきます。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱わせていただきます。

2. 事前質問受付サイトから動議の提出はできません。

3. 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、当社もしくは視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。

4. ご質問や動議のご提出等を行う際に、同様の内容の送信を繰り返すことや、膨大な文字量のテキストデータを送信すること、本総会の目的事項と無関係な内容やプライバシーまたは名誉を害するものその他不適切な内容等の送信等、株主の皆様との貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合や、本総会の議事の進行及び本総会システムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令または議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させて

いただく場合があります。

5. ご視聴いただく際の通信機器類、接続料金及び通信料等の一切の費用は株主様のご負担となります。

6. 映像や画像、音声データ等の第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。

7. 株主総会当日において、通信環境等の影響により発生した接続不良・遅延・音声のトラブル、株主様が被った不利益に関しては、一切責任を負いかねますことをご了承ください。

8. その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下FAQサイトを確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

**【当日のログイン方法、操作方法等に関する問合せ先】**

問合せ先 : システム運営窓口 (Sharely(シェアリー)) Tel 03-6683-7661

(受付日時: 2025年3月26日(水曜日) 午前9時~株主総会終了まで)

# 事業報告

( 2024年 1月 1日から  
2024年12月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

当社グループが属するサイバーセキュリティ業界を取り巻く環境は、生成AIの普及によりサイバー攻撃が増加し複雑化しております。依然として、システムの脆弱性を突いたサイバー攻撃は後を絶たず、不正アクセスに起因する個人情報の漏えいや業務停止などが企業活動に多大な影響を与えています。このような状況の中、当社グループは「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念を掲げ、企業や自治体のサイバーセキュリティに関する課題を解決するべく、サービスラインナップおよび事業領域の拡大に注力しております。

当連結会計年度においては、富士ソフト株式会社（以下、「富士ソフト社」という。）と『CloudFastener』に関する業務提携契約書を締結しました。開発面での連携に留まらず、富士ソフト社の広範な顧客ネットワークを最大限に活用し、より多様な顧客ニーズにワンストップで対応するために、新たに富士ソフトブランド『FujiFastener』としても提供を開始しました。また、API診断やsasankaなどのAPI関連サービスを新規に提供開始したことに加え、2024年10月には株式会社ジェネレーティブテクノロジーを子会社として設立し、クラウド環境の構築支援を開始いたしました。

また、国内外のAWS主催カンファレンスへの出展を強化するなど、世界中のユーザーに対して積極的にアピールしたことで、グローバルユーザーの獲得や、新たな販売代理店との提携など、大きな成果を上げることができました。

この結果、各プロダクトの新規受注が好調に推移し、当社グループのARR（注1）は4,095,041千円（前年同期比24.6%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの経営成績は、売上高3,857,729千円、営業利益773,602千円、経常利益832,858千円、親会社株主に帰属する当期純利益575,100千円となりました。

なお、当社グループはサイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

- (注) 1. Annual Recurring Revenueの略称。各期末月のMRR (注2) (Monthly Recurring Revenue) を12倍して算出  
2. Monthly Recurring Revenueの略称。対象月の月末時点における継続課金ユーザー企業に係る月額料金の合計額 (一時収益は含まない)

② 設備投資の状況

記載すべき重要な事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、金融機関からの借入により350,000千円を調達いたしました。

また、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	500,000千円
借入実行残高	—
借入未実行残高	500,000千円

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社子会社の株式会社ジェネレーティブテクノロジーは、2024年10月1日を効力発生日として、株式会社スタートアップテクノロジーが運営するスタートアップスタジオ事業を譲受けしております。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (2021年12月期)	第13期 (2022年12月期)	第14期 (2023年12月期)	第15期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	1,817,470	—	3,060,751	3,857,729
経常利益(千円)	297,700	—	559,903	832,858
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	169,741	—	427,207	575,100
1株当たり当期純利益(円)	18.17	—	45.28	62.36
総資産(千円)	1,710,024	—	2,781,079	3,016,447
純資産(千円)	944,896	—	1,822,531	1,706,370
1株当たり純資産(円)	100.66	—	190.13	181.40

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第13期については連結計算書類を作成しておりません。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2021年12月期)	第 13 期 (2022年12月期)	第 14 期 (2023年12月期)	第 15 期 (当事業年度) (2024年12月期)
売 上 高(千円)	1,592,959	2,275,950	2,980,977	3,786,624
経 常 利 益(千円)	252,991	395,610	575,035	803,720
当 期 純 利 益(千円)	147,615	306,406	440,839	552,986
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	15.80	32.61	46.73	59.96
総 資 産(千円)	1,581,607	2,157,364	2,768,097	3,002,161
純 資 産(千円)	937,594	1,309,278	1,818,851	1,678,197
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	99.88	137.62	189.74	178.33

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Cyber security cloud Inc.	50,000USD	100%	製品販売
株式会社ジェネレーティブテクノロジー	9,000千円	100%	受託開発

(注) 当社は、2024年10月1日付で株式会社スタートアップテクノロジーのスタートアップスタジオ事業の譲受会社として、100%出資の株式会社ジェネレーティブテクノロジーを設立いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

##### (研究開発)

サイバー攻撃の手法が年々高度化していることから、サイバー攻撃を防御する側でも新たな技術の活用が求められております。当社グループでは、攻撃者の動機・目的・手口・行動などの分析を行う脅威インテリジェンスの活用や、当社グループが保有する膨大なデータをAIに学習させることで、様々なアクセスの中から未知のサイバー攻撃の可能性が高いアクセスを発見・検知することなど、最新のセキュリティ対策のための研究開発に取り組んでまいります。

##### (サービス開発への積極的な投資)

今日のサイバー攻撃は多種多様化し、新たな脅威に対する対策が求められております。当社グループ事業の根幹となるサービス開発に対する投資は、より強固なサイバーセキュリティを実現し、結果として安心安全に使える信頼性のあるサービス開発へつながるのみならず、サービスの高付加価値化から更なる当社グループ業域の拡大を目指すものであります。

##### (人材の確保と育成)

当社グループが中長期にわたって成長するにあたり、技術者を中心とした優秀な人材確保と育成が重要となっております。

成長性のあるセキュリティ市場の中でも、導入実績国内No.1のWebセキュリティメーカーとしての優位性があるため、現時点では優秀な人材が集まる環境が実現できておりますが、引き続き従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と併せて育成を進めてまいります。

##### (サービスの認知度向上、新規ユーザーの獲得)

当社グループが今後も高い成長率を持続していくためには、当社グループサービスの認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。従来より、積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティング・広告活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

#### (セキュリティ対策の認知向上)

多くの企業では、Webセキュリティ対策製品が未だ導入されておりません。当社グループの経営理念である「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」を実現するためには、Webアプリケーションを取り巻く脅威の内容及びそれに対する対策の必要性を正しく理解していただくことが重要であると考えております。そのため当社グループは、通常の営業活動に加え、Webセキュリティに関するセミナーをはじめとしたWebセキュリティ対策に関する啓発活動、当社グループが所持するデータに基づく統計情報などの発信により、正しいWebセキュリティ対策の認知向上と適切な対策を促す活動に取り組んでおります。

#### (海外展開)

海外のサイバーセキュリティ市場規模は日本と比べても非常に大きい一方で、市場全体における日本発の製品シェアは少なく、海外製品が多くを占めております。当社グループの経営理念実現に向けた中長期的な成長を見据え、日本国内だけでなくグローバルをターゲットとしながら、営業活動の推進及び開発体制強化により事業拡大を図ってまいります。また、世界各国の金融政策の動向や地政学的リスクの高まりにより、為替相場が急激に変動する可能性があります。為替予約の検討等により、適正な利益の確保に努めてまいります。

#### (内部管理体制の強化)

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。従来より当社は監査役会の設置、社外取締役の選任、内部監査の強化などを通じて、コンプライアンス強化に努めております。内部統制の実効性を高め、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制をより一層整備してまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業区分	事業内容
サイバーセキュリティ事業	AI技術を活用したサイバーセキュリティサービスの開発・サブスクリプション提供

#### (6) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

##### ①当社

本	社	東京都品川区
---	---	--------

②子会社

Cyber security cloud Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州
株式会社ジェネレーティブテクノロジー	東京都品川区

(注) 当社は、2024年10月に株式会社ジェネレーティブテクノロジーを新規に設立いたしました。

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
サイバーセキュリティ事業	136名	24名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
2. 当社は、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
117名	11名増	36.7歳	2.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
2. 当社は、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 平均年齢および平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	291,670千円
株式会社りそな銀行	83,380千円
株式会社三菱UFJ銀行	8,359千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,760,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,450,644株（自己株式251,857株を含む）
- (3) 株主数 12,228名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
VECTOR GROUP INTERNATIONAL LIMITED	919千株	9.99%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	869	9.45
西 江 肇 司	595	6.47
GMCM VENTURE CAPITAL PARTNERS INC	321	3.49
東 京 短 資 株 式 会 社	230	2.50
株 式 会 社 オ ー ク フ ァ ン	182	1.99
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	169	1.84
THE BANK OF NEW YORK 1 3 3 5 9 5	157	1.71
株 式 会 社 S B I 証 券	131	1.43
小 池 敏 弘	120	1.31

- (注) 1. 当社は、自己株式251千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 2024年12月6日付（報告義務発生日は2024年11月29日）でアセットマネジメントOne株式会社から大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出されておりますが、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次の通りであります。

氏名又は名称	持株数（株）	持株比率（%）
アセットマネジメントOne株式会社	355,800	3.76

4. 2025年2月6日付（報告義務発生日は2025年1月31日）で、野村証券株式会社及び共同保有者から大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出されておりますが、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次の通りであります。

氏名又は名称	持株数（株）	持株比率（%）
野村証券株式会社	683,499	7.23
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	26,173	0.28
野村アセットマネジメント株式会社	19,600	0.21

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 当社は取締役（社外取締役を除く）を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該報酬制度に基づき、当社は2024年4月26日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年5月24日付で取締役（社外取締役を除く）3名に対して自己株式34,000株の処分を行っております。当社の当該株式報酬制度の概要は「4. (4) 取締役の報酬等」のとおりであります。なお、社外取締役及び監査役を対象とする株式報酬制度はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
- イ. 自己株式の取得  
 当社は2024年2月14日および同年2月26日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。
- 2024年2月14日付取締役会決議による自己株式の取得
- |              |               |
|--------------|---------------|
| 取得した株式の種類及び数 | 普通株式 159,600株 |
| 取得金額の総数      | 399,957,600円  |
| 取得した日        | 2024年2月15日    |
- 2024年2月26日付取締役会決議による自己株式の取得
- |              |               |
|--------------|---------------|
| 取得した株式の種類及び数 | 普通株式 141,800株 |
| 取得金額の総数      | 399,876,000円  |
| 取得した日        | 2024年2月27日    |
- ロ. 自己株式の処分  
 当事業年度におけるストックオプションの権利行使による自己株式の処分
- |              |                |
|--------------|----------------|
| 処分した株式の種類及び数 | 普通株式 15,600株   |
| 処分価格の総額      | 41,402,400円    |
| 処分の目的        | ストックオプションの権利行使 |

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2018年3月12日	2020年2月13日
新株予約権の数		120個	56個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 48,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 22,400株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際しての出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 130,000円 (1株当たり325円)	新株予約権1個当たり 450,000円 (1株当たり1,125円)
権利行使期間		2020年3月13日から 2028年2月12日まで	2022年2月15日から 2030年2月13日まで
主な行使の条件		(注) 1、2、3	(注) 4、5
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	120個
		目的となる株式数	48,000株
		保有者数	2名
			56個
			22,400株
			2名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、割当日から1年が経過する日まで、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位又は当社若しくは当社子会社と業務委託契約を締結している関係にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が承認する正当な理由がある場合にはこの限りではない。

5. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
6. 2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「目的となる株式数」は株式分割後の数値を記載しております。
7. 第2回新株予約権のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日	2021年11月19日	2021年11月19日	2023年5月12日
新株予約権の総数	3,400個	500個	2,530個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 340,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 50,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 253,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円
新株予約権の払込期日	2021年12月6日	2021年12月6日	2023年5月31日
新株予約権の行使に際しての出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 273,000円 (1株につき2,730円)	新株予約権1個当たり 260,000円 (1株につき2,600円)	新株予約権1個当たり 197,900円 (1株につき1,979円)
権利行使期間	2021年12月6日から 2031年12月5日まで	2025年4月1日から 2031年12月5日まで	2023年5月31日から 2033年5月30日まで
主な行使の条件	(注) 1、2、3、4	(注) 2、3、4、 5、6	(注) 1、2、3、4
割当先	当社取締役 3名 (社外取締役を除く)	受託者 コタエル信託株式会社 (注) 7	当社取締役 3名 (社外取締役を除く)

(注) 1. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間当日を含む21取引日の平均値が一度でも行使価格に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
  4. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  5. 新株予約権者は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高及び営業利益が (a)又は(b)に定めるいずれかの条件を充たした場合に限り、それぞれに定められた割合（以下「行使可能割合」という。）を上限に、本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使可能となる新株予約権の個数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。また、上記における売上高及び営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うものとする。
    - (a) 2023年12月期及び2024年12月期のいずれかの事業年度において、売上高が40億円を超過した場合：行使可能割合 50%
    - (b) 2025年12月期乃至2030年12月期のいずれかの事業年度において、売上高が50億円を超過した場合かつ、2025年12月期乃至2030年12月期のいずれかの事業年度において、営業利益が10億円を超過した場合：行使可能割合 100%
  6. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役及び従業員若しくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  7. コタエル信託株式会社は、時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2025年3月31日）時点の当社役員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小池 敏弘	CEO Cyber Security Cloud Inc. CEO 一般社団法人サイバーセキュリティ連盟 代表理事
代表取締役	渡辺 洋司	CTO 株式会社ジェネレーティブテクノロジー 代表取締役
取締役	倉田 雅史	CFO 株式会社ジェネレーティブテクノロジー 取締役
取締役	桐山 隼人	CSO 兼 CISO Cyber Security Cloud Pte. Ltd. Director
取締役	伊倉 吉宣	伊倉総合法律事務所 代表弁護士
取締役	栗原 博	一般社団法人日本テレワーク協会会長 株式会社栗原アソシエイツ 代表取締役社長
常勤監査役	関 大地	
監査役	村田 育生	
監査役	泉 健太	

- (注) 1. 取締役桐山隼人氏は、2024年3月27日開催の第14期定時株主総会において新たに選任され、同日付で取締役に就任いたしました。
2. 取締役伊倉吉宣氏及び取締役栗原博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役関大地氏、監査役村田育生氏及び監査役泉健太氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役関大地氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の重要な兼職の異動について
- ①代表取締役CTOの渡辺洋司は、2024年10月1日付で、株式会社ジェネレーティブテクノロジーの代表取締役に就任しております。
- ②取締役CFOの倉田雅史は、2024年10月1日付で、株式会社ジェネレーティブテクノロジーの取締役に就任しております。
- ③取締役CSO 兼 CISOの桐山隼人は、2024年5月20日付で、Cyber Security Cloud Pte. Ltd.のDirectorに就任しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に個人被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者が被る損害賠償金・争訟費用が補填されることとなります。ただし、故意又は法令違反に起因する損害賠償請求等は填補されません。なお、保険料は、全額当社が負担しております。

## (4) 取締役の報酬等

当社の取締役報酬は現金の支給による金銭報酬と株式報酬で構成されております。

### イ. 金銭報酬

取締役の報酬限度額は、2019年8月28日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）であります。

各取締役の金銭報酬の額については、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由から、取締役会において各取締役の個人別の金銭報酬の額の決定について委任を受けた代表取締役社長兼CEO小池敏弘が、各取締役の役位、担当職務、貢献度、在任年数などに応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

### ロ. 株式報酬

当社の取締役は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、譲渡制限期間は①1年6か月から5年までの間で当社の取締役会が定める期間又は、②株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経

過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日)までの期間のいずれかの期間としております。

2021年3月31日開催の第11期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬として年額100百万円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年4万株以内と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る取締役(社外取締役を除く)の員数は3名であります。

各取締役の具体的な譲渡制限付株式報酬の額については、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由から、取締役会において各取締役の個人別の譲渡制限付株式報酬の額の決定について委任を受けた代表取締役社長兼CEO小池敏弘が、各取締役の役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当該取締役の金銭報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

(5) 監査役の報酬等

監査役の報酬限度額は、2019年8月28日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る監査役の員数は3名であります。

(6) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	157 (9)	102 (9)	—	54 (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11 (11)	11 (11)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	169 (21)	114 (21)	—	54 (—)	9 (5)

(注) 株式報酬は、取締役に付与した譲渡制限付株式報酬のうち、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

(7) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役伊倉吉宣氏は、伊倉総合法律事務所の代表弁護士を兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。
- ・取締役栗原博氏は、一般社団法人日本テレワーク協会の会長、株式会社栗原アソシエイツの代表取締役社長を兼務しておりますが、当社との取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役에게 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 伊 倉 吉 宣	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての法律分野における専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、当社の経営の透明性・客観性を高め、また、取締役会の監督機能の強化を図るための適切な役割を果たしております。
取締役 栗 原 博	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。富士ゼロックス株式会社(現富士フイルムビジネスソリューション株式会社)での豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、経営の重要事項の意思決定及び業務執行の監督を行うための適切な役割を果たしております。
常勤監査役 関 大 地	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 村 田 育 生	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回のすべてに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験・知識を活かし、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 泉 健 太	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回のすべてに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験・知識を活かし、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 ESネクスト有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- (3) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社では財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

## 連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,212,246</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,020,003</b>
現金及び預金	1,667,410	買掛金	99,147
売掛金	409,000	1年内返済予定の長期借入金	106,915
その他	135,835	未払金	150,283
<b>固定資産</b>	<b>804,200</b>	未払費用	154,500
<b>有形固定資産</b>	<b>74,577</b>	未払法人税等	183,581
建物	52,948	契約負債	225,010
減価償却累計額	△8,369	その他	100,565
建物（純額）	44,578	<b>固定負債</b>	<b>290,072</b>
工具、器具及び備品	11,777	長期借入金	276,494
減価償却累計額	△7,005	その他	13,578
工具、器具及び備品（純額）	4,771	<b>負債合計</b>	<b>1,310,076</b>
その他（純額）	25,227	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>397,902</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,663,362</b>
ソフトウェア	134,387	資本金	100,000
のれん	222,080	資本剰余金	741,157
その他	41,433	利益剰余金	1,490,536
<b>投資その他の資産</b>	<b>331,721</b>	自己株式	△668,331
敷金	98,679	その他の包括利益累計額	5,257
繰延税金資産	93,735	為替換算調整勘定	5,257
その他	139,305	<b>新株予約権</b>	<b>37,751</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,016,447</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,706,370</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>3,016,447</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,857,729
売上原価	1,337,156
売上総利益	2,520,573
販売費及び一般管理費	1,746,970
営業利益	773,602
営業外収益	
受取利息	4,284
為替差益	57,975
その他	2,683
営業外費用	
支払利息	3,660
支払手数料	1,599
その他	427
経常利益	832,858
特別損失	
固定資産除却損	1,504
税金等調整前当期純利益	831,354
法人税、住民税及び事業税	285,368
法人税等調整額	△29,114
当期純利益	575,100
親会社株主に帰属する当期純利益	575,100

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,169,711</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,047,469</b>
現金及び預金	1,457,767	買掛金	96,341
売掛金	394,851	1年内返済予定の長期借入金	106,915
前払費用	121,167	未払金	210,428
未収入金	194,819	未払費用	141,431
その他	1,104	未払法人税等	179,087
<b>固定資産</b>	<b>832,450</b>	未払消費税等	67,931
<b>有形固定資産</b>	<b>49,350</b>	契約負債	225,010
建物	52,948	預り金	20,324
減価償却累計額	△8,369	<b>固定負債</b>	<b>276,494</b>
建物(純額)	44,578	長期借入金	276,494
工具、器具及び備品	11,777	<b>負債合計</b>	<b>1,323,963</b>
減価償却累計額	△7,005	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品(純額)	4,771	<b>株主資本</b>	<b>1,640,446</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>327,772</b>	資本金	100,000
ソフトウェア	134,387	資本剰余金	741,157
のれん	151,951	その他資本剰余金	741,157
顧客関連資産	41,433	<b>利益剰余金</b>	<b>1,467,620</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>455,327</b>	その他利益剰余金	1,467,620
関係会社株式	58,133	繰越利益剰余金	1,467,620
関係会社長期貸付金	100,000	<b>自己株式</b>	<b>△668,331</b>
敷金	98,679	新株予約権	37,751
繰延税金資産	93,735	<b>純資産合計</b>	<b>1,678,197</b>
長期前払費用	78,332	<b>負債純資産合計</b>	<b>3,002,161</b>
その他	26,446		
<b>資産合計</b>	<b>3,002,161</b>		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,786,624
売上原価	1,301,445
売上総利益	2,485,179
販売費及び一般管理費	1,741,925
営業利益	743,253
営業外収益	
受取利息	4,660
為替差益	57,720
その他	3,775
営業外費用	
支払利息	3,660
株式交付費	8
支払手数料	1,599
その他	419
経常利益	803,720
特別損失	
固定資産除却損	1,504
税引前当期純利益	802,216
法人税、住民税及び事業税	278,344
法人税等調整額	△29,114
当期純利益	552,986

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社サイバーセキュリティクラウド  
取締役会 御中

### ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根岸	大樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	脇崎	喜範

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイバーセキュリティクラウドの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーセキュリティクラウド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

連結注記表の9.重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会において、株式会社DataSignの全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社サイバーセキュリティクラウド  
取締役会 御中

### ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根岸	大樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	脇崎	喜範

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバーセキュリティクラウドの2024年1月1日から2024年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

個別注記表の11.重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会において、株式会社DataSignの全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程及び監査役会規程に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（企業会計審議会）」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

株式会社サイバーセキュリティクラウド	監査役会
常勤監査役（社外監査役） 関	大地 ㊟
監査役（社外監査役） 村田	育生 ㊟
監査役（社外監査役） 泉	健太 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主還元を重要な経営課題として認識しておりましたが、当社は成長過程にあり、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体制の強化のための投資等に充当し、一層の事業拡大を目指すことが株主還元につながるとの考えから、成長投資に必要な内部留保の確保を優先し、配当の実施やその時期については未定としておりました。

しかしながら事業の順調な成長を踏まえ、2021年11月に発表した2025年の成長戦略における財務目標（2025年12月期の売上高50億円、営業利益10億円）達成の見通しが立ち、成長機会に対する投資を実行しつつも利益還元の開始が可能と判断したため、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金3円  
その総額 27,596,361円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年3月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1)当社事業の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

(2)機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第44条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第46条（中間配当）を削除する等所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) クラウドサービスの企画、開発、販売、保守、管理、運営及び教育</p> <p>(3)～(4) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (条文省略)</p> <p>(6) 企業経営、サイバーセキュリティ及び情報システムに関するコンサルティング業務</p> <p>(7)～(8) (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>コンピューター及びネットワークを利用した情報システム(ソフトウェア、クラウドサービスを含む)の企画、設計、開発、販売、保守、管理、運営及び教育</u></p> <p>(3)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>損害保険代理業及び少額短期保険代理業</u></p> <p>(6) <u>各種業務のアウトソーシングの受託</u></p> <p>(7) <u>講演会、セミナー研修会及び各種イベント等の企画、運営、管理並びに実施</u></p> <p>(8) <u>有料職業紹介業及び労働者派遣事業</u></p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) 企業経営、サイバーセキュリティ及び情報システムに関する<u>教育訓練及び</u>コンサルティング業務</p> <p>(11)～(12) (現行どおり)</p>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第43条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 (新設)</p> <p>2 前項の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3 前2項の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	(削除)
第47条 (条文省略)	第46条 (現行どおり)

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式株数
1	こいけとしひろ 小池敏弘 (1983年1月2日)  再任	2006年4月 株式会社リクルートHRマーケティング関西（現 株式会社リクルートジョブズ）入社 2016年7月 AppSocially株式会社 取締役COO 2018年4月 株式会社ALIVAL 代表取締役 2021年1月 当社入社 社長室 室長 2021年3月 当社代表取締役社長兼CEO（現任） 2021年3月 Cyber Security Cloud Inc. CEO（現任） 2023年3月 一般社団法人サイバーセキュリティ連盟 代表理事（現任）  (重要な兼職の状況) Cyber Security Cloud Inc. CEO 一般社団法人サイバーセキュリティ連盟 代表理事	120,721株
【取締役候補者とした理由】 小池敏弘氏は、リクルートグループにて事業企画やプロダクト開発など幅広い業務を経験した後、SaaSやITサービスを提供する複数の会社経営を行ってまいりました。2021年に入社以降、当社グループの様々な経営課題に対処し、強いリーダーシップのもと新経営体制を牽引する重要な役割を果たしております。このような経験、実績、高度な専門性は引き続き当社グループの企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	わたなべようし 渡辺洋司 (1975年8月19日)  再任	1998年4月 株式会社アルファシステムズ 入社 2002年3月 株式会社アスケイド 入社 2016年4月 当社入社 CTO兼Webセキュリティ事業部長 2016年12月 当社執行役員 CTO兼Webセキュリティ事業部長 2017年6月 当社取締役CTO兼Webセキュリティ事業部長 2020年12月 株式会社ソフテック 代表取締役 2021年1月 当社代表取締役社長兼CTO 2021年3月 当社代表取締役CTO（現任） 2021年6月 株式会社キャリアインデックス 取締役（現任） 2024年10月 株式会社ジェネレーティブテクノロジー 代表取締役（現任）  (重要な兼職の状況) 株式会社ジェネレーティブテクノロジー 代表取締役	14,111株
【取締役候補者とした理由】 渡辺洋司氏は、サイバーセキュリティに対する深い知識と経験及び実績を有しており、2016年当社入社以降、新サービスの開発をリードする等、当社グループの事業拡大とイノベーションの加速を推進し、技術面で重要な役割を果たしております。このような経験、実績、高度な専門性は引き続き当社グループの企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 数
3	<p style="text-align: center;">くら た ま ひ ふ み 倉田 雅史 (1991年8月30日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>2014年4月 太陽ASG有限責任監査法人(現 太陽有限責任監査法人) 入所</p> <p>2016年7月 公認会計士登録</p> <p>2017年7月 当社入社 執行役員管理部長</p> <p>2019年3月 当社取締役管理部長</p> <p>2020年12月 株式会社ソフテック 監査役</p> <p>2021年3月 当社取締役CFO(現任)</p> <p>2021年3月 株式会社ソフテック 取締役</p> <p>2024年10月 株式会社ジェネレーティブテクノロジー 取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ジェネレーティブテクノロジー 取締役</p>	16,812株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 倉田雅史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。2017年当社入社以降、当社の財務、経理、法務、人事等当社のコーポレート部門を統括し、経営を管理するとともに、コーポレート・ガバナンスにおいても重要な役割を果たしております。このような経験、実績、高度な専門性は引き続き当社グループの企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p style="text-align: center;">きり やま はや と 桐山 隼人 (1979年7月9日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>2004年3月 東京大学大学院 新領域創成科学研究科修士課程 修了</p> <p>2004年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社</p> <p>2012年7月 株式会社シマンテック 入社</p> <p>2016年3月 グロービス経営大学院 経営学修士(MBA)課程 修了</p> <p>2016年3月 アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社 入社 セキュリティソリューションアーキテクト</p> <p>2022年8月 同社 Head of Security Sales</p> <p>2023年4月 グロービス経営大学院 客員准教授 就任(現任)</p> <p>2024年1月 当社入社 CSO兼CISO(現任)</p> <p>2024年3月 当社取締役(現任)</p> <p>2024年5月 Cyber Security Cloud Pte. Ltd. Director(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) Cyber Security Cloud Pte. Ltd. Director</p>	-
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 桐山隼人氏は、グローバル大手IT企業でセキュリティ関連事業を推進してきました。クラウド、セキュリティに関する豊富な実務経験及び高い能力・見識を有しており、当社グループの事業戦略の立案、決定及びその遂行、セキュリティ強化等、事業価値の向上に寄与することが期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式株数
5	伊倉吉宣 (1979年5月8日)  再任	2006年9月 司法試験合格 2007年12月 弁護士登録 2008年4月 AZX総合法律事務所 入所 2010年5月 平河総合法律事務所 (現 カイロス総合法律事務所) 入所 2013年2月 伊倉総合法律事務所開設 代表弁護士 (現任) 2015年12月 株式会社Waqoo 監査役 (現任) 2016年12月 当社社外取締役 (現任) 2022年4月 HRクラウド株式会社 監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 伊倉総合法律事務所 代表弁護士	—
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 伊倉吉宣氏は、弁護士としての法律分野における豊富な経験・知識を有しており、これまでの経験をもとに、当社グループの経営の透明性・客観性を高め、また、取締役会の監督機能の強化を図ることを期待したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
6	栗原博 (1953年9月12日)  再任	1978年4月 富士ゼロックス株式会社(現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社) 入社 2004年10月 同社執行役員プロダクションサービス事業本部長 2009年6月 同社取締役常務執行役員営業本部長 2014年6月 同社取締役専務執行役員営業事業管掌 2015年6月 同社代表取締役社長 2020年6月 一般社団法人日本テレワーク協会 会長 (現任) 2020年12月 株式会社栗原アソシエイツ 代表取締役社長(現任) 2021年1月 ギグワークス株式会社 取締役 (現任) 2021年4月 株式会社ヒューマンライフ 取締役 (現任) 2023年3月 当社社外取締役 (現任) 2023年6月 ASTI株式会社 取締役 (現任) 2024年6月 新東工業株式会社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本テレワーク協会 会長 株式会社栗原アソシエイツ 代表取締役社長	—
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 栗原博氏は、長年にわたる富士ゼロックス株式会社での豊富な経験と幅広い見識により当社グループの経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことを期待したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 伊倉吉宣氏及び栗原博氏は、社外取締役候補者であります。

3. 伊倉吉宣氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 栗原博氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、伊倉吉宣氏及び栗原博氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本議案が承認され、伊倉吉宣氏及び栗原博氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者に含まれる役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に個人被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者が被る損害賠償金・争訟費用が填補されることとなります。ただし、故意又は法令違反に起因する損害賠償請求等は填補されません。当該保険契約の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、全額会社負担としております。各取締役の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、伊倉吉宣氏及び栗原博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認され両氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定です。

以 上